

平成 27 年 10 月 26 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

旧 901 号室の労組占有問題に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

旧 901 号室の労働組合を称する職員団体の占有問題

2 質問の要旨

1. 鎌倉市職員労働組合現業評議会は勝手に私の 6 月定例会の一般質問が端緒となって、自分達は追い出されると被害者づらをしていることが労働委員会に提出した書面で推察されるが、私の質問が端緒であれば光栄であるが、実際 6 月定例会より前には、労組側に対して庁舎再編に絡んで退去を求めたり、事務所となる旧 901 号室の方針を伝えていなかったのか。
2. 撤去についての政策決定や組合との協議状況などの時系列を示せ。
3. 10 月末日をデッドラインと本会議で市長が答弁に於いて認めた事実を労組側に伝えよ。その上で 10 月末日に必ず退去させよ。如何か。最早これ以上の先延ばしは許さない。
4. 労組側には例えば旧野村総研跡地の一面を必要となる日まで提供（目的外使用として）してやれば如何か。但し、改装は必要ない。もしくは、中央公園や深沢クリーンセンターは如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

① (平成 27 年 10 月 27 日まで) ・ 無
(理由：緊急質問を実施する為。)